

社会福祉法人斑鳩町社会福祉協議会顕彰規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人斑鳩町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、斑鳩町社会福祉向上のため尽力し、その功績が顕著であると認められた個人及び団体に対し行う顕彰について、必要な事項を定めるものとする。

(顕彰の定義)

第2条 この規程でいう顕彰とは、表彰及び感謝をいう。

(顕彰の方法)

第3条 顕彰は斑鳩町社会福祉大会でこれを行う。ただし、会長が特に認めた場合はこの限りではない。

2 顕彰されるべきものが顕彰前に死亡したときは、追彰することができる。

(表彰の基準)

第4条 この規程による表彰を受けるものの資格の基準は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 民生・児童委員として10年以上職にある者、またはあった者
- (2) 各種福祉団体役員として10年以上職にある者、またはあった者で、特に活動の功績が顕著な者
- (3) 心身障害者、母子家庭、戦没者遺族で現在自立更生し、他の模範となる者
- (4) その他本会が行う地域福祉活動に多年にわたり協力した個人及び団体で、会長が表彰することが適当と認めたもの

(感謝の基準)

第5条 この規程による感謝を受けるものの資格の基準は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 当該年度の7月31日を基準としてそれ以前の一年間に、社会福祉のため累積額で10万円以上の現金または物件（寄付当時の時価または評価額による、以下同じ）を寄付した個人又は20万円以上の現金または物件を寄付した団体
- (2) その他本会が行う地域福祉活動に協力した個人及び団体で、会長が感謝することが適当と認めたもの

(在職期間の計算)

第6条 第4条に該当する者の在職期間の計算は、次の各号によるものとする。

(1) 在職期間は、その職に就任した日の属する月から離職した日の属する期間までの期間とし、1年未満の場合は、これを1年として計算する。

(候補者の推薦)

第7条 社会福祉関係団体のそれぞれの長は、この規程に定める顕彰に該当するものを候補者として推薦する。

(顕彰の決定)

第8条 この規程による顕彰者の選考は、理事会において、これを行う。ただし、会長が特に認めた場合はこの限りではない。

(その他)

第9条 この規程で定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成15年7月17日より施行する。
- 2 斑鳩町社会福祉事業推進功労者表彰規程（平成2年9月7日施行）及び斑鳩町社会福祉事業推進功労者表彰規程内規（平成5年6月7日施行）は廃止する。

付 則

この規程は、平成18年3月1日より施行する。